



2020年5月26日

各位

会社名 太平洋セメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 不死原 正文
(コード番号 5233 東証第1部、福証)
問合せ先 総務部長 鳥井 久史
(TEL 03-5801-0334)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第22回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会運営における柔軟性を確保するために、現行定款第15条を変更するものであります。
- (2) 取締役会の意思決定の迅速化および経営の監督機能と業務執行機能の分離を進めるために、取締役の員数を15名以内から10名以内に減員することとし、現行定款第19条を変更するものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に構築可能とするため、代表取締役だけでなく執行役員からも社長を選定できるようにすることとし、また、取締役会の監督機能を向上させるため専務取締役および常務取締役を廃止することとし、現行定款第23条を変更するものであります。またこの変更に伴い、執行役員の選定方法および役割を明確にするために、執行役員に関する規程を新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	2020年6月26日(金)

以上

【別紙】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>②<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>②<u>株主総会は、社長が議長となる。ただし、社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役員が議長となる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 (省 略) (新 設)</p> <p>②<u>取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>②<u>取締役会は、その決議によって代表取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u></p> <p>③<u>取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役副社長各1名を定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>②<u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から副社長執行役員・専務執行役員・常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>
<p>第27条～第37条 (省 略)</p>	<p>第28条～第38条 (現行どおり)</p>